

東京女子体育大学

改善報告書

令和4年7月13日

1. 大学名：東京女子体育大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学則、教授会規程において、学校教育法第93条第2項第2号に定めている教授会が学長に意見を述べる項目として「学位の授与」が定められていない点は改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

東京女子体育大学学則（以下、学則）第13条第1項(2)及び東京女子体育大学教授会規程（以下、教授会規程）第6条第1項(2)において、教授会が学長に意見を述べる事項について『学位の授与に関する事項』を定めた。さらに教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める『学長裁定』を学則第13条第1項(3)及び教授会規程第6条第1項(3)に定め、規程の改正を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・【資料4-1-①】教授会記録（令和3年度第8回）令和3年12月1日（水）開催
- ・【資料4-1-②】東京女子体育大学学則（令和4年4月1日改正）
- ・【資料4-1-③】東京女子体育大学教授会規程（令和4年4月1日改正）

東京女子体育大学

改善報告書

令和4年7月13日

1. 大学名：東京女子体育大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学則に定める学生の退学、停学及び訓告の処分について、懲戒の手続を定めた規則等を整備するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学校教育法施行規則第26条第5項に基づき、学則第54条の2第4項に規定する学生の懲戒に関する手続について、『東京女子体育大学、東京女子体育短期大学学生懲戒規程』定め、「CampusGuide2022（学生便覧）」に掲載し、学生に周知を行った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・【資料4-1-①】教授会記録（令和3年度第8回）令和3年12月1日（水）開催
- ・【資料4-1-②】東京女子体育大学学則（令和4年4月1日改正）
- ・【資料4-1-④】東京女子体育大学、東京女子体育短期大学学生懲戒規程
(令和4年4月1日施行)
- ・【資料4-1-⑤】CampusGuide2022（学生便覧）